

【聴楽026】 勘当をめぐる江戸の子育て

小泉吉永

●『教訓宝入船』^{たからのいりふね}『自我得仏来始末』^{じがとくぶつらい} *自我得仏来は『法華経』の言葉で、「私=釈尊が仏に成ってから」の意味。



●江戸時代の勘当 *『国史大辞典』等による

・こらしめのために、親が子を家から追放する行為。室町時代から見られた（信玄の参謀・山本勘助の『山本道鬼入道百目録聞書』にも「我が子の不行跡を、他人に頼んで異見してもらうのは誤り。分身である我が子との間にどうして分け隔ての心があろうか。向き合っ
て何度でも教訓せよ。三度に及んで十分教諭しても聞き入れなければ勘当せよ」とある）。



①まず親類・五人組・町（村）役人等が証人となって作成した勘当届書を名主を通じて奉行所（代官所）へ提出。勘当願いは当初は受理されなかったが、後に「久離（欠落=失踪した親族との縁を切ること）」として受理。

→ 本来の久離を「欠落久離」、勘当による久離を「追出久離」と呼んで区別。

②奉行所から勘当の許可が出れば、戸籍^{にんべつちよう}は人別帳から除外し、「勘当帳」に記載（帳付け）。

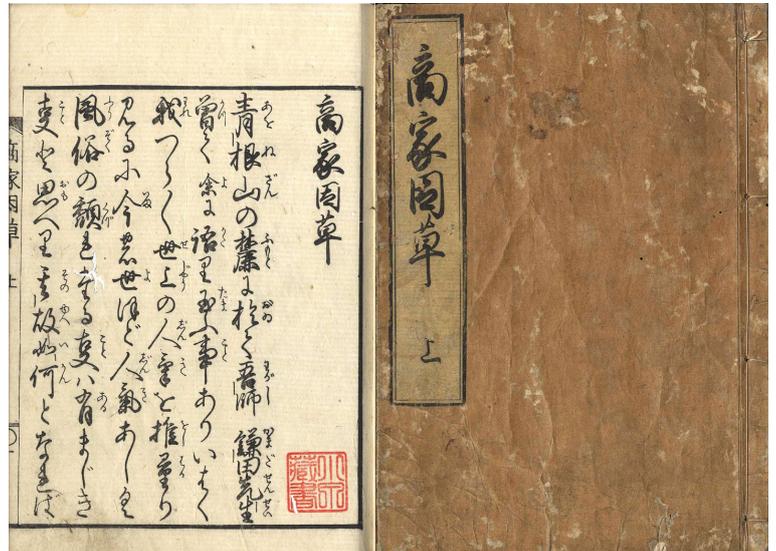
→ 除外された子は「無宿者」と呼ばれ、家督や財産の相続権はなく、また、無宿者が犯罪を犯しても親や親族に累が及ぶことはなかった。子が改心して親が勘当を許す場合には、所定の手続きで帳付けの取り消し（帳消し）を行い復縁。

*以上の正式な勘当のほか、戸籍上の親子関係はそのまま、口頭や文書で勘当を申し渡す形式的な「内証勘当」もあった。

●江戸後期の「勘当」ブーム

・近江八幡の石門心学者^{おおくちちつね}・大口知常作、文政2年（1819）刊『商家因草』^{しやうかちなみくさ}冒頭の鎌田柳泓の言葉。

よくよく世上^{じんぎ}の人氣（氣風）を推し量って見ると、今の世ほど人氣が悪く風俗^{ふうぶく}が頹れた時代はないと思う。何故なら、三ヶ津（京都・江戸・大坂）の割合で言うと、例えば、家10軒に相続すべき息子が10人いたとしたら、そのうち、実体（実直）で無難に相続できる子供はわずかに2～3人であろう。残りはみな道楽者で色・酒・博奕に耽り、ついには勘当あるいは逃亡（欠落）などして、何度も親類の世話になり、なんとか相続できる者もいれば、できない者もいる。…



→ 商家の奉公を勤め上げ無事に別家^{のれん}（暖簾分け）する者は10人に2～3人。他は、店を潰すか、流浪者。昔は、10人に8～9人はまともに相続。柳泓の故郷（紀州湯浅村、約1000軒）では、50年程前までは「勘当願い」を出す者はなかったが、近年は年間5～6人に及ぶ。ましてや三ヶ津では勘当願いが余りに多く、役所でも容易に受け付けなくなった。

→ 風俗の悪化は貨殖第一主義の結果。親は子に「利を計る」ことばかり教えて「義に従う」ことを教えず、商家主人も奉公人に金儲けばかりを教える。昔の人々は皆、質素・律儀で、恩や義理を弁え、恥をよく知っており、こんなことはなかった。わずか半世紀で世の中が大きく変わり、都会でも田舎でも「勘当ブーム」が到来。

●**子供が子供を産む現実** *石川結貴^{ゆうき}『子供の無縁社会』より

・全国の嬰兒殺（生後1年未満の乳児の殺害・殺害未遂） → 年間20件前後（検挙数）

（例）2010年8月、神戸市に住む18歳、高校3年生の少女が、側溝に乳児の遺体を遺棄した容疑で逮捕。「スーパーのトイレで出産し、しばらく見ていたら動かなくなった」と供述。レジ袋に入れて運び出し、しばらくの間「通学鞆の中に隠していた」という。妊娠中も通学し、周囲は全く気付いていなかったという。

・検挙されない例も多数

（例）2010年8月、奈良県の警察署に21歳の女性が出頭。「6年前に出産した赤ちゃんを埋めてしまった」と供述。女性の供述によると、中学3年生の時に自宅の浴室で出産。交際相手の同級生（男子学生）と一緒に赤ちゃんの口を塞いで窒息死させ、遺体を埋めたという。遺棄現場を捜索したが、人骨等は発見できず、殺害の立証が出来なかったため不起訴処分。

【赤ちゃんを捨てた側の論理】 *『子供の無縁社会』（『週刊SPA!』2007年7月3日号抜粋）

愛知県に住む16歳の少女。彼女が自宅の部屋でひっそりと子供を産んだのは、中学3年生のことだ。

「父親（相手）は名古屋市内に遊びに行ったときにナンパされてHした18歳くらいの人。子供できたかもってメールしたら、速攻でアド変されて音信不通状態」

妊娠したと知った直後、彼女は流産するものと決めつけていたという。

「中学生は子供産める体じゃないと思ってた。無理すれば流れると思ったから、体育の授業ではマラソンがあるとガチで走ってたし、バレーボールもお腹で受けたりしてた」

7カ月が過ぎたころ「まだ生きてた」と思い、もう死ぬしかないと考えた。風邪薬を12錠一気に飲んだが、すぐに吐き出してしまい、救急車を呼ぶ事態にすらならず、頑丈な自分に体を呪った。

そうこうするうちに、まともに思考できる精神状態ではなくなった。最終的に、「産んでバレたら、その場で自分も死んじゃえばいいや」と思うようになり、少し楽になった。

産むとしたら学校にいる時間帯だろうと思っていたが、急激な陣痛が襲ってきたのは祝日だった。「出ちゃった」というのが彼女の第一印象。赤ん坊を見ると、息をしていないように見えた。「死産だ、ラッキーじゃん」、安心感に襲われたが注視すると動いていた。

「血とか混じった気持ち悪い汁がいっぱい、へその緒もつながっているから、真ん中でちょん切ろうとしたけどなかなか切れない。切ったあとも体からビローンと伸びてて、もう本当にグロかった。それで、赤ちゃんを通学鞆に入れて、部屋の窓から屋根伝いに家を出た」

自転車のカゴに鞆を入れた彼女は夜の道をひた走り、たまたま見つけた森の中に遺棄した。捨てたあと、コンビニでスポーツドリンクを一気飲みした。

家に帰った彼女を待ち受けていたのは、怒りに身を震わさんばかりの両親と、涙を流している祖母だった。当然、部屋の中は見られていたのだ。父親に問い詰められて「捨ててきた」と白状した。

即座に車で現地向かい、赤ちゃんを救出した。赤ちゃんは「死にかけの猫」みたいな声で泣いていたという。「ああ、あたしの人生終わったわ」が、このときの彼女の正直な気持ちだった。

◎赤ちゃん（男児）のその後 → 少女の知らないうちに九州の親戚に引き取られた。

◎少女は「母親の気持ちなんか前々出てこないし、かわいくない、見たくない、見ると殺したくなる」と語る。

◎この事件が物語るもの → 希薄な人間関係

・男女の出会いの軽さ

・若い世代の脆弱な人間関係

・教師や同級生の無関心

・親の無関心と無責任（娘の産んだ赤ちゃんを厄介払い） → 赤ちゃんは母と祖父母によって2度捨てられた

・少女の行動は無謀だが、余りにも孤独（交際相手は消え、両親には相談できず、誰にも頼れなかった）

→ 著者は「身勝手なおとなたちが自分の人生や生活を守ろうと、子供を犠牲にしている」と総括。

●未熟な親の、子育て知らず（早婚への警鐘）

* 『嘉永新刻』世の中百首』「育て柄 悪きは言わで 勘当と…」

【苗村丈伯、元禄5年（1692）刊『女重宝記』】

（京都では）男子は16-17歳、女子は13-14歳で結婚する者が多く、上流階級ほど早婚の傾向が目立つ。これは、子供が密通をしたり、気鬱や労咳（肺結核）などの病気を患ったりしないうちに、親たちが結婚を急がせた結果である。だが、若すぎる父は子供に教える術を知らず、若すぎる母は子育ての仕方が分からない。そのうえ、若夫婦の「精（生殖のもと）」が固まらないうちに妊娠・出産するため、子供は病気がちで短命となり、跡取りが絶え、先祖からの家系が断絶するのはこの上ない不孝だ。



【橋守部、文政11年（1828）作『待問雜記』】

「近年は、息子に嫁を迎えることを急ぐが、あまりに早く迎えると、父親の身持ちも修まらないうちに産んだ子が成長し、父の行いが正しくないことを見聞きするため、自然と親を軽視して、その子もまた身持ちを崩すもの」と述べ、男子は25-26歳、女性は18-19歳が家庭生活をしっかりと営むことができる結婚適齢期で、30代にできた子は親子の道に良くかなうとした。

●勘当は子育ての失敗

【杉山文理、享保10年（1725）作『守刀』の父道3カ条】

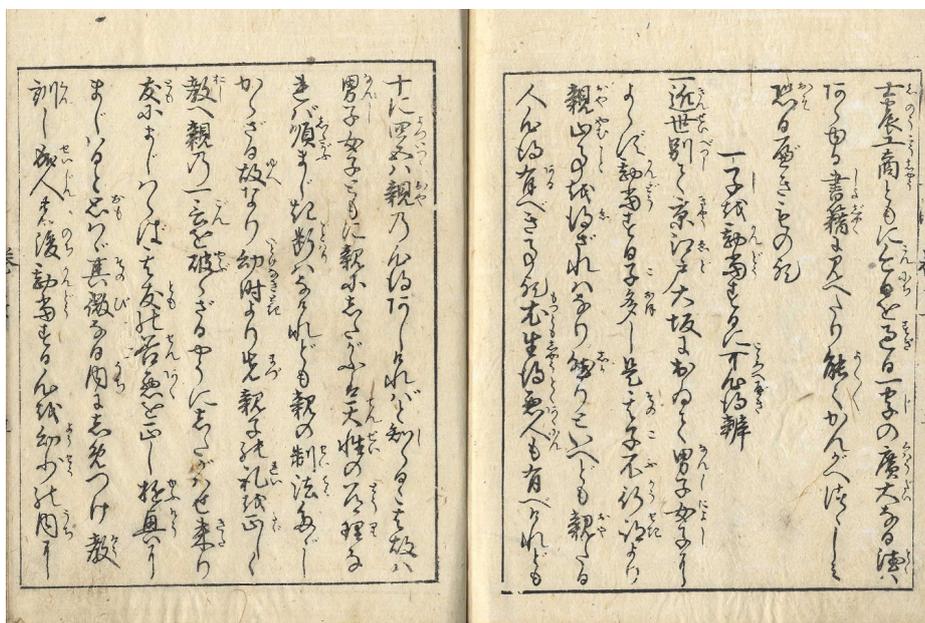
・勘当の原因は子供よりも、育てた親（父親）にこそある。世間に顔向けできない子に育てた親の罪は重く、まさに「捨て殺し」と、親の身勝手・無責任を批判。

【白水（和泉屋伝兵衛か）作、寛延2年（1749）序『民家用心袋』「子を勘当するに心得べき弁】

近年は、特に京・江戸・大坂において男女に限らず勘当される子供が多い。これは子供の不行跡のため親がやむを得ず行うことだが、親にも心得が必要だ。もとより生まれ付きの悪人もあるだろうが、10に4つ5つは親の心得違いのようだ。男児・女児ともに親に従うのは天性の道理のはずだが、子が親に従わないのは、親の制法（教育法）が間違っているからである。幼時より親子の礼を正しく教え、親の一言を厳守させ、友達づきあいでも友の善悪を改め、遊興に引き寄せられたら、その微なるうちに締め付けて教訓すべきである。成人後の子供を勘当する親の苦悩を、丹誠込めて幼児を育てる親心に変えるべきである。

今、己が一人前となり親の家督を相続しているのは、己の計らいではなく、親が辛苦して育て上げてくれたからであり、今も無難に相続できているのは、親の慈悲以外の何物でもない。その恩に報いるためにも、我が子を立派に育てるべきで、昼夜一寸の油断もなく心を砕いて子育てに当たれば、自然と子供は良く育ち、勘当という結末はあり得ない。

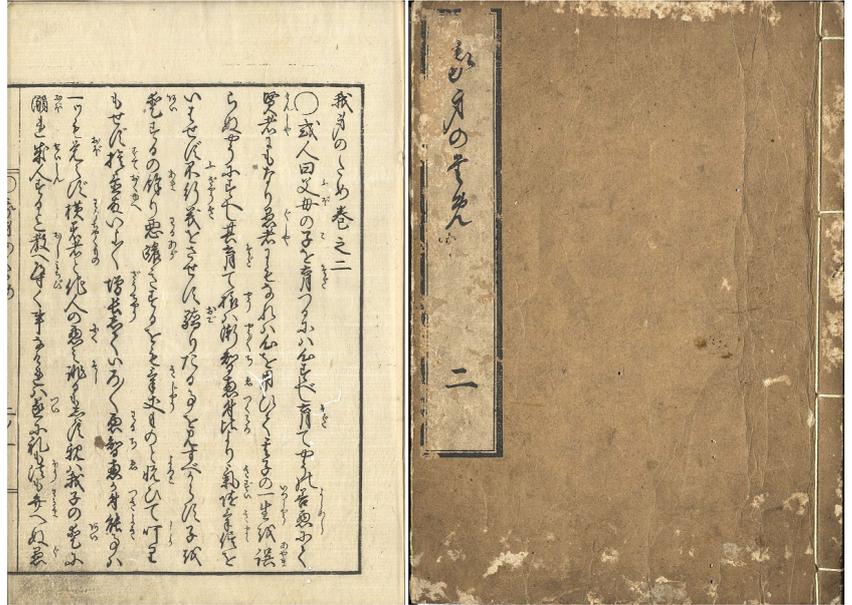
元を正せば、親の惰弱（無気力）によって一子を失うのであり、これは本来、子供の不孝ではなく、親の先祖に対する大不孝ではないか。よく冷静になって考えてみるべきであろう。



●勸当は親の油断から始まる

【大橋真嗣、文政6年（1823）刊『我身のため（初編）』】

ある人が言っていた。育児には心して当たるべきで、育てようの善し悪しで賢者にも愚者にもなるので、心を用いて子供の一生を誤らぬようにせよ。子育ては、まず知恵付く頃から我が侷や気侷を言わず、不行儀をさせず、驕りを見せてはならない。溺愛のあまり、悪あがきする子を気丈者と喜び、叱りもせず放任するため、子はいよいよ増長して種々の悪知恵が付き、良い事は一つも覚えぬ。他人が横着者と憎み誇るのも知らず、親は愛に溺れて我が子が成人するまで全く教え導かないため、子はついに愚痴蒙昧の族となる。これらは皆、親の育て方の失敗と知るべきである。…



「兄弟は他人の初め」と言うが、親の育て方が悪いと、兄弟が他人以上に不和となる。兄弟が憎しみ合うのは両親の下手際のせいで、親は依怙最良なく平等に扱い、行儀正しく育てなくてはならない。特に、家督相続は、兄弟の日頃の行いをしっかりと見て、「正直におとなしく、真心ある方に家を継がせる」という心持ちで育てると、兄弟が和順で後の害がない。とはいえ、世間一般では長男に譲るのが通例なので、たとえ兄が愚鈍でも、弟には兄を軽んじ侮らぬように日頃から言い聞かせ、兄には後の家長として弟を愛憐し一家を治める心を持たせるなど、後継者の教育には特に念を入れなくてはならない。だが、兄が不行跡で親の教えを聞かず、行く末も役立たずの怠け者と見限れば、すぐに兄を勸当して弟を跡継ぎにせよ。

●人を育てた「あやまり役」

【神保町某古書店での「事件」】

【あやまり役】

- ・乙竹岩造著『日本庶民教育史』に数多くの事例 → 江森一郎『体罰の社会史』によって広く知られるようになった。
- ・子供が叱責され体罰を加えられた際に、手習師匠の妻や近所の老人、また、寺子屋の上級生などが本人とともに謝罪して師匠の許しを得るといふ、寺子屋でよく見られた謝罪法。



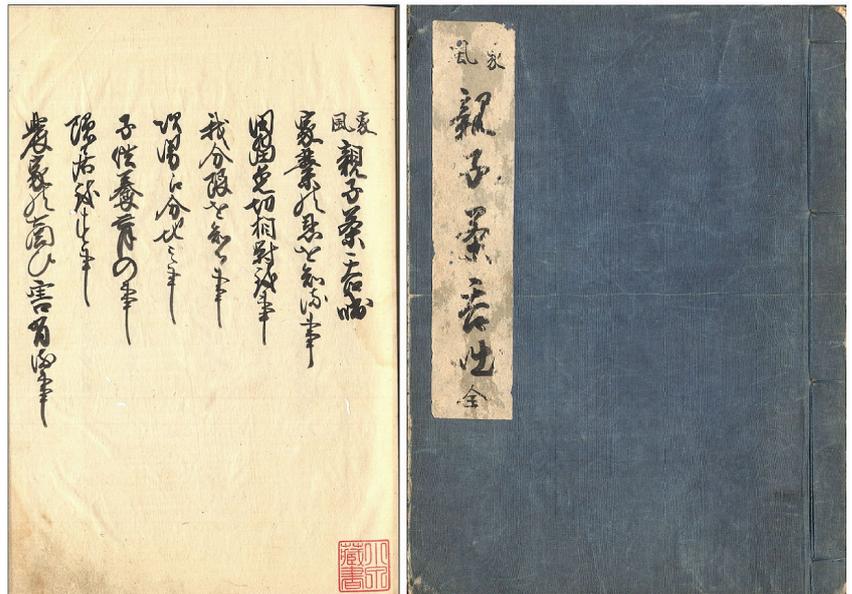
- ・時にはあらかじめ隣家の老婆などに「今日は子供たちを叱るので、適当な頃合いにあやまり役に来てください」と師匠が頼む場合も。寺子たちがさんざん叱られて意気消沈している時に「私に免じて許してござれ…」とやってきた。大声で泣き叫ぶと、必ずあやまり役が助けに来るので、罰を与えられるたびに寺子が大声をあげたという話も。また、寺子屋で最も重い厳罰の「破門」の場合、寺子は机や文庫を背負って自宅に返されたが、多くは本気ではなかった。親も心得ており、子供を連れて師匠へ詫言に行き、許してもらうのが常だった。

●西村次郎兵衛作『親子茶吞吐』に見える勘当とあやまり役

*あやまり役が寺子屋以外でも広く行われた社会的慣行だったことを示す。

○次男へ分地の事

もし嫡子が、身持ちや風儀が悪く、不孝者で、算勘に疎く、家業を勤めず、衣類の美を好んで、酒色を楽しみ、色欲も深く、放埒者で、博奕・遊芸にふけて家業の得失を考えない者ならば、本家を次男に譲るべきである。その次男も家を相続させるには不安ならば、養子をもらって養子に本家を継がせるべきである。決してわが子を不憫と思つて、家を潰すような者に譲ってはならない。家督は全て先祖の物であつて、自分の物ではない。心得違ひをしてはならない。嫡子だからといって、器量もないのに本家を相続させて、家を維持することもできず、親へも不孝であるばかりか、これ以上の先祖への不孝もない。



もし次男が不器量で、他人からも貰い手がなく、不幸にも他家を受け継ぐことができない場合には、やむを得ず分地するがよい。ただし、分地の仕方がある。先祖からの分地の帳面を見て、自分の代で財産を殖やしたのであれば、自分が殖やした分は自由に分地するがよからう。逆に、分地をすると、先祖の代の財産が減ってしまう場合には、親類へ相談し、分地によって本家の財産が減少するために、従来の家格を下げることを申し出、出入りする者までその旨を伝えて、普段のとり賄いから暮らし向きまで全てに儉約しなくてはならない。…

ただし本家の生活を切りつめるといっても、本家の家格もあるため、次男（庶子）1人に対する徳米は10石を越えてはならない。仮に1石だとしても、次男は決して不足に思つてはならない。一族のうちには1石にも及ばない者もいる。この所をよく考え有難く思わなくてはならない。1石なら1石の暮らし方がある。それを不足に思う者は本家の財産を皆くれても維持することはできないから、親の異見を聞かないのなら決して不憫と思わず勘当すべきだ。もし親類から詫び挨拶があれば、1、2年親類の家へ預け置き、何なりと教諭してもらい、さらに直らなければ勘当すべきである。それでも再び親類から引き留められたならば、やむを得ないので、坊主にさせ、小屋程度の部屋を用意し、生涯1人扶持の世話をしてやるが良い。ただし、土地を譲与してはならない。

また、酒・色・博奕の3つの悪事の1つでもある者には、先祖代々の土地を少しも与えてはならない。この悪癖のある者は異見して改心しても、4、5石より多く与えてはならない。惣領（嫡子）たりとも不行跡の者なら勘当すべきである。根性が直り、親類からも詫びが入つて勘当を解いてやったとしても、次男の格にして別家すべきである。

○農家の商い害有る事

（商人は）常に銭金を手にしているために気持ちが大きくなり、分限を忘れて、家屋敷を普請したり、衣服の美を飾つたりする。家中の者や妻子に奢りを教える結果となる。自然と妻子も華麗を好むようになり、ついには事成らずして身上を潰すものである。百姓は、常に金銀を手にしないため、借金をすることが下手で常に不自由する。たまたま借りても高利を取られてしまい、これに懲りて自然と儉約に気持ちが向くので、百姓と商人とでは身上を潰すのに遅速が生じるのである。決して、商いに手を出してはいけない。

しかしながら、子供が多く、養子にも行かず、出家は嫌い、かといへば分地もならないという場合には、一概にも言い難い。その子供へよく交易の法を飲み込ませて商いをさせるが良い。しかし、煤手で河豚の料理して食わせる（煤掃きに河豚を食うと中毒を起こしやすい）ような危険な事である。また上手にすれば、千里一飛に金をやりとりするような仕方もあるだろう。商売というものは「あるかと思えばなし、ないかと思えばある」といった微妙なものである。これは世間の評判との和・不和である。一度回つても全く売れないのに、後から来た者が全部売

ってしまうこともあり、これがその明らかな証拠である。

従って、物腰柔らかかに、実直にして、とかく人に愛想良くすることが一番である。この点をよく飲み込ませ、100目か200目の本手（資金）を貸してまき（野菜などを入れたザルを担いで商売すること）などをさせるが良い。これを嫌がるようでは商いはできないので、商売はさせないことだ。商売をさせてみて、年に2度ずつ帳面や商品を吟味し、本手が残っているかどうか、また、商売にならない所にチラシを配っていないかよく改め、4、5年させてみて商いがうまくできそうなら、その時に借金をしてやり、商売をさせるが良い。

前にも述べたように、息子が気安く出入りできる所には前もって「倅に金を貸さぬように頼む」と断っておき、また、若くてしっかりした者を頼んで、まず息子の商売の評判を聞くべきである。商売の仕方が悪く、気持ちが大きくなって、金遣いが荒く、大商いに関わるか博奕でもするように見受けられたら、本手銀はさっさと取り上げて、上方へ奉公に出すようにせよ。その後、もし根性が直ったら再び戻し、反対にますます根性が直らなければ勘当すべきである。勘当もできないのなら、坊主にして1人扶持（生涯の食い扶持）のみ与えよ。

●若者組における「あやまり役」=貰い下げ(静岡県)

【若者組】

概ね15歳以上の青年が掟を言い渡された上で加入(加入が一人前の条件)する社会教育の場。新入り数年間は雑用係。徹底した躰と指導。地域における祭礼・芸能、消防・警備・災害救助、性教育・婚礼等に深く関わり、裁量も責任も重かった。組織内の事は一切口外せず、周囲の大人も口出ししなかった。

【安良里村（現・西伊豆町）の事例】

「〇〇が上の衆の所に何かじよさい（悪い事をした）そうですが、今晚のところ、わしの顔に免じて差し上げておくなんし」という「あやまり役」の申し出から始まり、若者組の上役(下の衆・上の衆)との間で交わされるもので、あたかも演劇の台詞のようであった。

→ 八分(絶交・除名)処分にも「二分のゆとり」。余程の重罪でない限り、一定期間で仲間へ復できた。

【小室村川奈（現・伊東市）の事例】

毎年10月17日と正月4日の夜に定期の寄合で、掟を破った者の「八分」処分。対象者を一同の面前に呼び出し、荒筵に積み重ねた三角まき檎に座らせる。審理の結果「八分」と決定すれば、太い檎木で大勢寄って打ち続け、制裁を加える。やがて傾を見計らって家持衆の主立った者がモライ下げに入って制裁を止めた。

「八分」処分には色々な段階があり、

- ① (ごく軽微な場合) 制裁(体罰)前の「貰い下げ」、
- ② (通常) 制裁後の「貰い下げ」、
- ③ (さらに重い場合) 制裁のほか「頭髪を長くしない」「寒中に足袋を履かない」「『若罰』の焼印を押した下駄を履く」「下水掃除その他の雑用に服する」等の条件付き、
- ④ (最も重い場合) 子々孫々まで絶交する「永代八分」*ただし仲介人を伴う謝罪で許されることもあった。

■若者組の加入式風景（大正時代、伊豆地方）



●近代以降も続いた「あやまり役」 *「CANDANA」268号に掲載の拙稿（抄）

大正8年（1919）刊行の鳩山春子著『我が子の教育』は、日本の母親が自らの育児経験を踏まえて著した育児書の嚆矢とも言うべき書で、刊行後20年足らずで30版を越すベストセラーとなり、昭和戦前期までの家庭教育に甚大な影響を与えた。以下は、子供が悪戯などをした場合の対処法を述べたくだりである。

父親には、万事を打ち明けて、心からお詫をする様に教へて遣らなければなりません。尚その上に、時としては母親も側から言葉を添へて、「今後は私も精精注意して、再び斯様な事をさせない様に致しますから、何うか今度だけは許して遣つて下さい」といふ様にしたならば、所謂雨降って地固まるで、此の事のあつたがために、却つて親子の間柄が一層親密になる様な結果となるであらうと思ひます。

同書後半で著者自身の20年間の育児経験を綴るが、父の留守中に2人の息子が著しい悪戯や過失を行った場合には、父の帰宅後に必ず詫びを言わせ、逆に善行があれば必ず父から誉めてもらったという。疎遠になりがちな父子関係で父親の積極的な関与を促した彼女は「厳父慈母」より「慈父厳母」を心掛け、夫婦協力型の家庭教育を目指したが、その際に「あやまり役」を有効活用した。

話は飛んで、2006年に「江戸の教育に学ぶ」という4回シリーズのNHK教育テレビに出演した時のことである。私の「あやまり役」の説明に続けて、案内役の柳家花緑氏がこう語っていた。

なるほどね、あやまり役。これには、心当たりがありますよ。落語界もいっしょで、弟子・師匠、師弟関係でね、弟子がしくじっちゃって破門になる、危険な局面を迎えた時に、師匠のおかみさんが「あやまり役」でいてくると、すごく事が丸く治まって事なきを得たりするでしょ。つまり、「あやまり役」という人が、いるか、いないかによって、師弟関係が全然違ってくると思うんだよね。

古き良き伝統が残る世界には、今も「あやまり役」が息づいているらしい。

いずれにしても、今日消えつつある「あやまり役」は、江戸時代には広く見られた社会的慣行であり、近代以降も命脈を保ってきたが、「自己責任」論が風靡する現代日本で瀕死の状況を迎えている。「自己責任」に「あやまり役」は御呼びではない。

だが、和田秀樹著『この国の冷たさの正体——億総「自己責任」時代を生き抜く』は、自己責任の終着点や社会病理に警鐘を鳴らす。賛同しかねる点もあるが、傾聴すべき点は多い。自己責任の行き着く先には、深刻な「格差社会」「イジメ社会」「無縁社会」が待っている。

「あやまり役」は、言わば「自己責任」の対極に位置する考え方であり、現代社会が喪失しつつある日本の教育文化の象徴である。第三者の積極的関与で家庭や地域のトラブルを円満に解決した江戸時代。「あやまり役」は、言わば「ピンチ」の状況を教育・更生の「チャンス」に変える庶民の知恵であった。「世話焼き」や「お節介」が絶滅する前に、自己責任社会を脱却し、人づくり社会への転換を図る必要があるだろう。

●あやまり役は、真の反省を促す教育的方法

- 家庭や地域社会における柔軟な対人関係の調整や問題解決。
- 人間関係の重大な局面を上手に切り抜ける知恵。

- ・冒頭の「事件」の時、教師が「全て私の責任です」と平謝りしていたら、事態は全く違ったのでは。
- 謝る教師の姿は児童への無言の教育（「事件」はかけがえのない徳育の機会だったのでは）。

【道徳教育とは *学習指導要領】

- ・道徳教育とは、道徳的な心情を育て、判断力・実践意欲を持たせるなど、道徳性を養う教育。
- ・道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行う。

